

市民健康開発センターハーティ21

訪問リハビリテーション重要事項説明書

1. 事業者概要

事業者名称	公益財団法人尼崎健康医療財団
主たる事務所の所在地	〒661-0012 尼崎市南塚口町四丁目4番8号
代表者名	理事長 吹野 順次
設立年月日	昭和48年1月28日
電話番号	06-6426-6121 (管理課)
ホームページアドレス	http://hccweb1.bai.ne.jp/heart21/

2. 事業所

名称	市民健康開発センターハーティ21
事業所番号	2813025281
所在地	〒661-0012 尼崎市南塚口町四丁目4番8号
開設年月日	平成21年4月1日
電話番号	06-6426-6160 (リハビリテーション担当)
FAX番号	06-6428-2010
管理者の氏名及び 兼務する業務内容	島田 達治 (医師) 健康診断における診察等
サービス提供地域	尼崎市内全域 伊丹市内一部 (車塚、野間、野間北、山田、南野、南野北、 安堂寺町、稲野町、若菱町、柏木町、御願塚、南町、南鈴原、 美鈴町、鈴原町) *その他の地域については要相談
実施している その他の事業	健康診断等検診事業 健康運動教室等健康増進事業

3. 事業目的と運営方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態の利用者様の意思及び人格を尊重し、利用者様の立場に立った適切な指定訪問リハビリテーション [指定介護予防訪問リハビリテーション] の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	要介護者の訪問リハビリテーションにおいては、利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者様の心身の機能の維持回復を図ります。 要支援者の訪問リハビリテーションにおいては、利用者様が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう

	生活機能の維持または向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者様の心身機能の維持回復を図り、利用者様の生活機能の維持又は向上を目指します。
--	---

4. サービスの内容

具体的なサービス内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 病状の確認、健康管理 (2) 身体機能を評価した上での運動療法 (3) 動作練習（バランス練習、外出練習等） (4) 認知・精神機能、高次脳機能に対する練習 (5) 二次障害の予防（誤嚥性肺炎、褥瘡等） (6) 介護相談・日常生活上での注意点や自主練習の指導 (7) 生活に合わせた福祉用具の選定 (8) リハビリテーション計画書の作成
------------	---

5. リハビリテーション担当の職員体制（2024年9月1日現在）

従業者の職種	人数	常勤・非常勤別の人数
医師	7名	常勤5名、非常勤2名
理学療法士	10名	常勤2名、非常勤8名
作業療法士	4名	非常勤4名
事務職員	1名	常勤1名

6. 営業時間

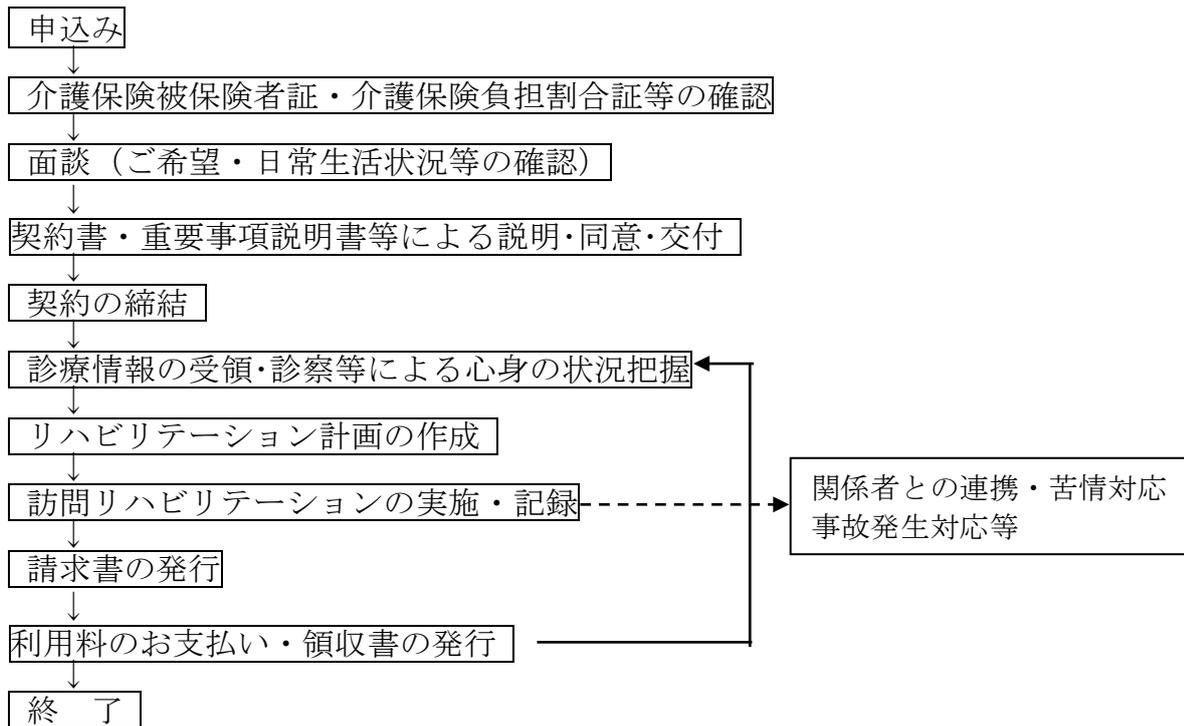
営業日	火曜日～土曜日 [休業日]日曜日、月曜日、祝日、年末年始(12/30～1/4)
営業時間	午前9時～午後5時

7. 訪問リハビリテーション主担当者

氏名	
----	--

主担当者は諸事情により変更になる場合があります。

8. 訪問リハビリテーション等サービス（以下「サービス」という）ご利用の流れ



9. 訪問リハビリテーション利用料

別紙（2024年9月からの利用料について）をご参照ください。要介護・要支援認定前に訪問リハビリテーションが開始になった場合、自立（非該当）と判定された場合には利用料は全額負担となります。また、認定された要介護・要支援に応じて利用料が異なります。

10. 計画書の交付

リハビリテーション計画について、利用者様又は家族様等への説明及び同意を得てから作成のうえ交付し、計画に基づいて訪問リハビリテーションを提供いたします。

11. 診療情報の受領

利用者様がより安全に訪問リハビリテーションを受けるため、初回前や入院等必要に応じ利用者様の主治医より診療情報提供書を受領し、リハビリテーション計画を見直します。なお、この診療情報提供書の発行費用については、利用者様が当該医療機関を受診された際、診察代に加算されますのでご了承ください。

【診療情報提供料（I）：250点

（1割負担の方：250円 2割負担の方：500円 3割負担の方：750円）】

12. 訪問リハビリテーションのための診察

定期的（3ヶ月毎）に当事業所の医師が訪問のうえ利用者様の心身の状態を確認し必要に応じてリハビリテーション計画を見直します。

利用料については別紙（2024年9月からの利用料について）をご参照ください。

13. 身分証明書の携行

担当者は身分証明書（当事業所が発行する名札）を携行し、初回訪問時及び利用者様又は家族様等から求められた時は提示を行います。

14. 居宅サービス計画の変更の援助と作成前のサービス提供

居宅サービス計画（ケアプラン）の変更をご希望になられる場合は、速やかに介護支援専門員に連絡する等の必要な援助を行います。また、緊急に訪問リハビリテーションが必要な場合には、居宅サービス計画書等が作成される前であっても提供できるものとします。

15. 家族様等への連絡

ご希望により、利用者様への連絡と同様の通知を家族様等へも行います。

16. 禁止事項

- (1) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント等の行為。暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等で健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断される事例。
*即サービス中止や契約解除に該当することもあります。
- (2) 担当者への金品等のご提供。
- (3) 写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。
- (4) サービスの実施以外の営利行為ならびに宗教その他の勧誘行為。

17. 予約の取り直し

予約を取り消しされる場合は、前営業日の午後5時までにご連絡ください。但し、発熱や吐き気がする等の体調不良時のご連絡は当日でも結構です。

18. 相談・苦情等の対応

相談・苦情等のお問い合わせにつきましては、市民健康開発センターハーティ21リハビリテーション担当までご連絡ください。

営業時間：火～土曜日 午前9時～午後5時

緊急時は営業時間外での対応も可能です。

電話番号：06-6426-6160

担当者：酒井 将志

19. その他の相談窓口

尼崎市 福祉部 介護保険事業担当	利用時間 平日 午前9時～午後5時 電話番号 06-6489-6343
尼崎市 福祉部 高齢介護課・包括支援担当	利用時間 平日 午前9時～午後5時 電話番号 06-6489-6356
兵庫県国民健康保険団体連合会 福祉部 高齢政策課 介護サービス苦情相談窓口	利用時間 平日 午前9時～午後5時15分 電話番号 078-332-5617

20. 記録の保管

サービス提供の記録については5年間保管します。また、利用者様又は家族様に限り、記録の閲覧及び写しの交付（実費をご負担いただきます）が可能です。

21. 守秘義務

当事業所及び当事業所の職員は、利用者様又は家族様等の個人情報についてはサービスの提供以外では原則的には利用しないものとし、正当な理由がない限り、サービスの実施にあ

たつて知り得た秘密を漏らしません。但し、当事業所は高齢者虐待防止法に定める通報ができるものとし、その場合、当事業所は守秘義務違反の責任を負わないものとします。

当事業所は、職員が退職後も秘密を漏らすことのないよう、職員に対して守秘義務に関する誓約書の提出を義務付ける等必要な措置を講じています。

2.2. 身体的拘束等の原則禁止

利用者様等の生命又は身体を保護するため、緊急時等やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者様の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という）は行いません。身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録として残します。

2.3. 高齢者虐待防止の推進

利用者様の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者：島田 考士

2.4. 業務継続に向けた取り組み

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者様と担当職員を守りながら必要なサービスを継続的に提供するため、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

感染症の発生及びまん延防止に関する下記の措置を実施します。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針とマニュアルの整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する現場対応者：酒井 将志

自然災害に関する下記の措置を実施します。

- (1) 自然災害時のためのマニュアルの整備
- (2) 自然災害時のための研修・訓練、業務継続計画の実施
- (3) 専任担当者の配置

自然災害時に関する担当者：酒井 将志

2.5. 緊急時の対応方法

サービス提供時の事故発生や利用者様の体調悪化等の緊急時においては、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、利用者様の主治医又は救急医療機関等への連絡を行い指示に従います。また、リハビリテーション担当へ報告し、家族様等の緊急連絡先にも連絡いたします。

2.6. 賠償責任

当事業所は賠償責任保険に加入しており、故意または重大な過失によって、利用者様の生

命、身体、財産に損害を与えたときは、その損害を賠償します。

27. 契約の解約

契約を解約する場合は、利用予定日の1週間前までにお申し出ください。
当事業所がやむを得ない理由により契約を解除する場合は、1ヶ月前までに契約終了日とその理由を通知いたします（但し、上記16禁止事項に該当する場合は、1ヶ月の期間を設けない場合があります）。

28. その他

交通費	サービス提供地域内への訪問については、交通費は徴収いたしません。サービス提供地域外の場合は、1km超過につき100円を加算させていただきます。
解約料	無し
キャンセル料	無し

29. 重要事項の変更

重要事項が変更された場合は、改めて重要事項説明書を交付し、口頭で説明したうえで、利用者様又は家族様等の署名をもって同意を得ることとします。

(乙)当事業者は、甲に対するサービスの開始にあたり、重要事項説明書に基づいて説明しました。

説明交付日時 年 月 日 :

説明交付場所 利用者様宅

(乙)所在地 尼崎市南塚口町四丁目4番8号

事業所名称 市民健康開発センターハーティ21

説明者 氏名 _____

(甲) 私は、重要事項説明書に基づいて乙から重要事項の説明を受け、その内容に同意しました。この文章が契約書の一部となることについても同意します。

また上記11における診療情報提供書を利用者様又は家族様等が入手できない場合、乙が主治医に提供を依頼のうえサービス実施のためにこれを受領・使用することについても同意します。

(甲1) 利用者様 氏名 _____

(甲2) 代理人様 氏名 _____

市民健康開発センターハーティ21